

2024年度 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務一部委託事業所説明会  
 における明石市からのお知らせ、質問に対するQ&A（2024年4月26日実施）

番号	質問	回答 (2024.5.20回答)
1	介護予防支援事業者の指定を受けるメリットは何でしょうか？	市がお答えする内容ではありません。
2	指定介護予防支援事業所について、指定を希望しなければこれまで通りの対応でいいのか、指定申請はしなければならないのか教えてほしい。	指定申請は任意です。 希望する居宅介護支援事業所のみ申請を行ってください。
3	予防支援事業者の指定を受ける際の手続きについて教えてほしい。	手続きについては、他の事業と同様で、明石市ホームページに申請の書類等が掲載されておりますので、事業開始予定日の1ヶ月前までに、当該書類等を市に提出していただく必要があります。なお、申請には事前相談が必要です。その際に新規指定時の事務手数料14,000円の振込用紙をお渡ししますので、申請までに納付をお願いします。
4	介護予防支援事業所の指定を受ける手続きにかかる費用等について教えてください。	不明な点は明石市高齢者総合支援室給付係までお問い合わせください。
5	介護予防ケアマネジメントから介護予防支援に変わるときの届出等の手続きについて知りたい。	要支援の認定者が利用できるサービスは、介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス（総合事業）となり、要支援の認定者の状態、希望等により、①介護予防サービスのみ利用、②介護予防サービスと総合事業の両方利用、③総合事業のみ利用が考えられます。
6	介護予防支援事業の指定を受けてなければ、介護予防支援と介護予防ケアマネジメントの繰り返し利用となった場合、ケアプランの変更や届出書の提出はしなくてよいのを知りたい。	①と②の場合、介護予防支援事業者が介護予防支援計画を作成することになり、③の場合、介護予防ケアマネジメントの事業者（地域総合支援センター）が介護予防ケアマネジメントのケアプランを作成することになります。
7	介護予防支援と介護予防ケアマネジメントのプランは異なるものを作成しないといけないのか教えてほしい。	地域総合支援センター（地域総合支援センターからの委託を受けた居宅介護支援事業者を含む）は、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」の異なる事業の両方を行うことができるため、上記の①、②、③どの様な場合にも対応をすることができます。
8	一時的に総合事業のみの利用となった場合の対応について理解できなかったから教えてほしい。	一方、今回の法改正により居宅介護支援事業者が、明石市の指定を受けて <b>指定介護予防支援事業者</b> として実施できるのは「介護予防支援」のみであり、「介護予防ケアマネジメント」を行うことはできません。そのため、居宅介護支援事業者が「介護予防ケアマネジメント」を実施するには、これまでと同様に地域総合支援センターからの委託を受けて、委託事業者として「介護予防ケアマネジメント」を行うこととなります。
9	指定介護予防支援事業の運営方針の3「一時的に総合事業のみの利用となった場合の対応」は直接契約した事業所がすることで合っていますか？	今回の運用方針は、 <b>指定介護予防支援事業者</b> としての説明であり、中でも特に、介護予防支援計画を作成した後に、利用者の都合で短期間③となってしまった場合等、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」が入り混じるような、 <b>指定介護予防支援事業者</b> では、対応が困難な事例について説明をさせていただきます。
10	従来通りの一部委託の契約でいいのか、直接契約となると、契約書の文言や請求方法はどうか教えてほしい。	通常の運用（介護予防支援のみの場合）については、居宅介護支援事業者が要介護の認定者に居宅介護支援を行うのと同様に、 <b>指定介護予防支援事業者</b> が要支援の認定者に対して、契約、ケアプラン作成の一連の業務、請求、居宅届等を行うこととなります。
11	予防支援業務について今後の動向を教えてください。	今後の動向等については特に国から示されておりません。国から示されましたら市ホームページ等で情報提供させていただきます。
12	明石市内でどのくらいの居宅が指定介護予防を受けているのを知りたい。	5月15日現在2事業所となっております。
13	福祉用具貸与についてのモニタリング結果は、事業所から半年毎に受け取りが必要ですか？	介護予防福祉用具貸与と事業者の福祉用具専門相談員はモニタリングの結果を記録し、介護予防支援事業者に報告する必要があります。モニタリングを行う時期については、福祉用具貸与計画に記載する必要があり、その頻度で介護予防支援事業所に報告することとなります。
14	通所型サービスが週1回から週2回になった場合、その逆の場合もケアプラン変更になりますか？	状態の変化や要支援区分の変更に伴う回数の変更は、ケアプランの変更が必要です。
15	請求先が支援とマネジメントで提出先が変わるようですか、期限は、センター提出日と同じでいいのでしょうか？	（地域総合支援センターで回答） その通りです。